

宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年2月2日

| | |
|---------|----------|
| 宮城県監査委員 | 内 海 太 |
| 宮城県監査委員 | 佐々木 敏 克 |
| 宮城県監査委員 | 遊 佐 勘左衛門 |
| 宮城県監査委員 | 工 藤 鏡 子 |

記

1 監査委員の報告日

平成21年8月25日

2 通知のあった日

平成21年12月2日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 企業局公営事業課

監査委員の報告の内容

仙南工業用水道事業において、ダム管理負担金が一部軽減されることになったが、建設仮勘定の累積が続いているので、事業のあり方等について国等との調整を図り、最終的な方針を早期に決定するべきである。

措置の内容

仙南工業用水道事業については、今後とも需要が見込めず事業化が困難な状況にあることから、11月24日の政策財政会議において事業廃止の方針を決定した。

今後は、事業廃止に向け関係省庁と調整を図り、所要の手続きをすすめていくこととする。

(2) 病院局県立病院課

監査委員の報告の内容

イ 各病院の入院収益等において、過年度未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止のための対策を講じられたい。

ロ 循環器・呼吸器病センターの設備更新工事において、予算科目の計上誤りが認められた。また、がんセンターにおいて、固定資産の除却費用の計上漏れが認められたので改善されたい。

措置の内容

イ 未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、平成21年度においても「未収金縮減対策実施計画」を作成し、当課及び3病院が重点的に取り組むべき対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策を一層強化していく。

未収金の収納促進については、定期的な電話、催告書の送付及び自宅訪問による督促等により未納者全員に対する対応を行っているが、本年度は、これまで実施してきた強化月間について、県立3病院と歩調を合わせ、12月をフォローアップ月間と位置づけ、未納者に対し、納付や継続納付の働き掛けを行うなど、効果的な徴収に努めていく。

また、債権分類結果を基に、昨年度に引き続き、支払能力がありながら支払に応じない未納者に対する法的措置を講じるため、法的措置を前提とした督促手続を検討し、実施するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

今後とも引き続き未収金の収納に努めていく。

ロ 病院事務の執行について、今後、確認及び指導を徹底する。また、固定資産の計上誤り及び固定資産除却費の計上漏れについては、会計処理に関する国の考え方に基づき、平成21年度において特別損益に計上するなど、経理処理を行うこととしている。

(3) 循環器・呼吸器病センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、未収金の縮減に当たっては、医事部門のみならず、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策に取り組まされたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、平成21年度においても「未収金縮減対策実施計画」に定めた重点的に取り組むべき対応方針及び目標に基づき、未収金の縮減対策に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員とともに、日常的な納入相談、電話・訪問による督促等に加え、休日も含めた自宅訪問を行うとともに、年2回の強化月間を設け、

集中的な催告を行うこととしている。また、本年度は、これまで実施してきた強化月間について、新たに12月をフォローアップ月間とし、未納者に対し、納付や継続納付の働き掛けを行うなど、効果的な徴収に努めていく。

加えて、未納初期段階での納入促進のための働き掛けも実施している。

未収金の発生防止については、看護部門との連携を強化し、入院患者等からの医療費納入相談の迅速な対応や高額療養費の限度額適用認定制度等公的制度の理解と活用促進に努めるなど、院内職員が互いに連携して未収金の縮減対策に取り組むこととしている。

特に、本年度は、昨年度法的措置実施の検討過程で納付の確約を取り付けた多額未納者から2件、580,760円の納付を得ることができた。

また、本年度は、債権分類結果を基に、支払能力がありながら支払に応じない未納者に対する法的措置を講じるため、法的措置を前提とした督促手続を検討し、実施するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

今後とも引き続き未収金の収納に努めていく。

(4) 精神医療センター

監査委員の報告の内容

- イ 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。
- ロ 貯蔵品（診療材料）について、棚卸しによる在庫管理が行われていないことが認められたので、今後適正に管理されたい。
- ハ 医療機器の購入契約において検収調書を作成していないことが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

措置の内容

- イ 未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、平成21年度においても「未収金縮減対策実施計画」に定めた重点的に取り組むべき対応方針及び目標に基づき、未収金の縮減対策に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員に加え、診療科の特性も考慮し、未納者の状況に精通している看護職員等とともに、日常的な納入相談、電話・訪問による督促等に加え、休日も含めた自宅訪問を行うとともに、年2回の強化月間を設け、集中的な催告を行うこととしている。また、本年度は、これまで実施してきた強化月間について、新たに12月をフォローアップ月間とし、未納者に対し、納付や継続納付の働き掛けを行うなど、効果的な徴収に努めていく。

未収金の発生防止については、未収金が増加傾向にあることも考慮し、入院時や外来患者に、医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などについての説明を行い、理解と制度の活用を促している。また、外来患者が、現金の持ち合わせがない等の理由で支払えない場合には、後納願いの提出を徹底し、次回来院時に収納ができるよう努めている。

特に、現年度未収金については、早期の納入を働き掛けることで、過年度未収金となる額を少なくするよう努めていく。

当センターにおいては、現在も入院中の高額未納者による未収金の増加がセンター全体の未収金の増加の大きな要因となっており、本年度は、これらの者を含め、債権分類結果を基に、支払能力がありながら支払に応じない未納者に対する法的措置を講じるため、法的措置を前提とした督促手続を検討し、実施するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

今後とも引き続き未収金の収納に努めていく。

ロ 財務規則に基づき実地棚卸しを行い、在庫管理の適正化を図ることとした。

ハ 物品購入事務については、財務規則に基づいた執行を行うとともに、今後、検収調書の作成漏れがないよう院内における確認について徹底を図ることとした。

(5) がんセンター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、平成21年度においても「未収金縮減対策実施計画」に定めた重点的に取り組むべき対応方針及び目標に基づき、未収金の縮減対策に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員とともに、日常的な納入相談、電話・訪問による督促等に加え、休日も含めた自宅訪問を行うとともに、年2回の強化月間を設け、集中的な催告を行うこととしている。また、本年度は、これまで実施してきた強化月間について、新たに12月をフォローアップ月間とし、未納者に対し、納付や継続納付の働き掛けを行うなど、効果的な徴収に努めていく。

加えて、未納初期段階での納入促進のための働き掛けも実施している。

未収金の発生防止対策については、入院時において支払方法や高額療養費の限度額適用認定制度についてチラシ等により理解促進に努めているほか、入院中の患者等に対しては、

看護部門，病棟クラーク，MSW及び医事班による打合せを随時行うなど，未収金発生防止に向けた連携強化を図っている。

あわせて，本年度は，債権分類結果を基に，支払能力がありながら支払に応じない未納者に対する法的措置を講じるため，法的措置を前提とした督促手続を検討し，実施するなど，督促，訪問徴収等の強化を行うとともに，宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し，実施することとしている。

今後とも引き続き未収金の収納に努めていく。